

III 運用論

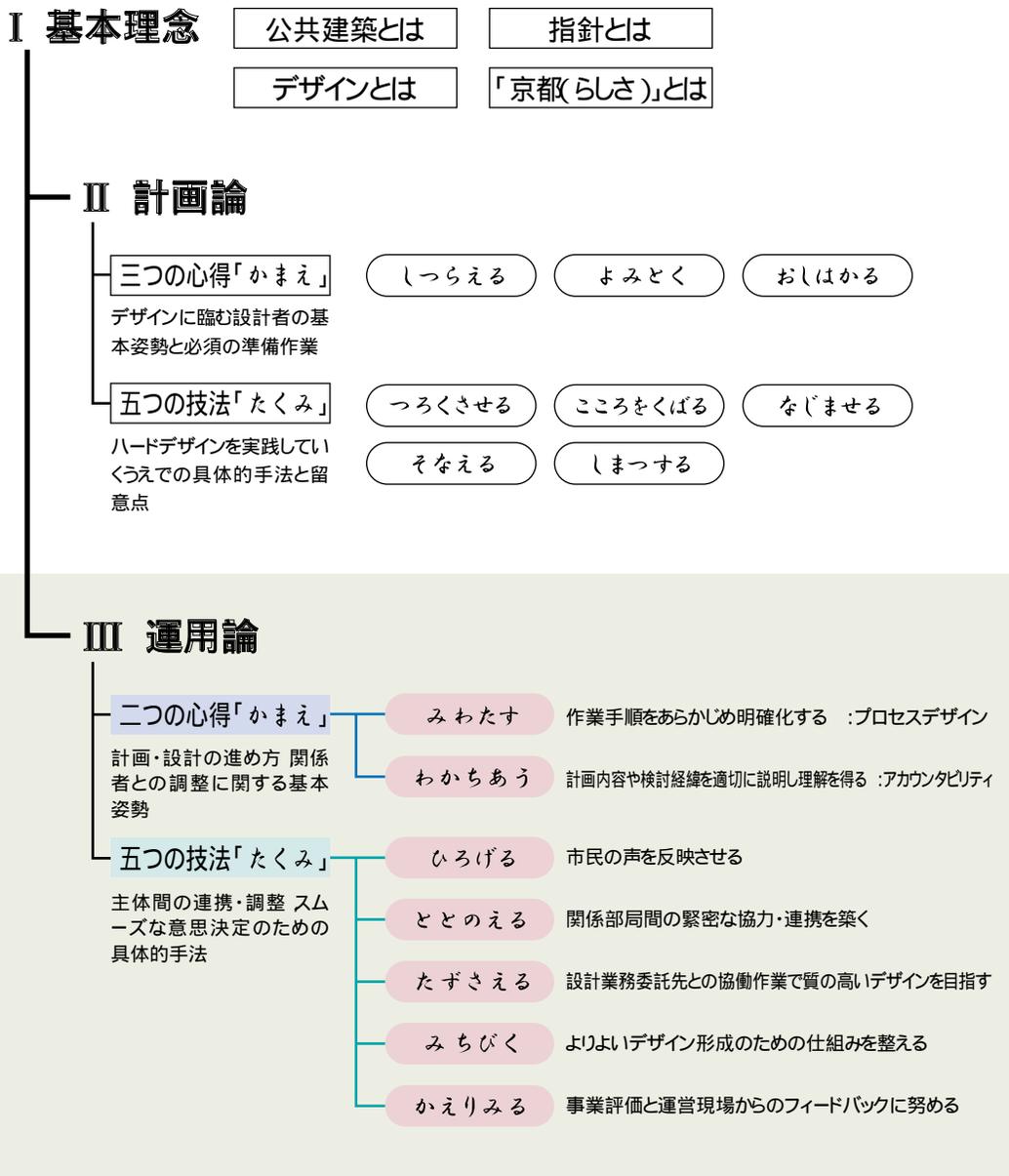


III 運用論

この章では 公共建築の計画・設計をいかにして進めていくかというマネジメントの考え方や留意点をとりまとめています。特に 公共建築の整備に関わる各主体間の役割分担と協力・連携や スムーズな意思伝達などについて 設計担当部局が留意すべき事項を中心に記述しています。

盛り込んである視点は、計画・設計の進め方 関係者との調整に関する基本姿勢(二つの心得 = プロセスデザインとアカウントビリティ)、主体間の連携・調整 スムーズな意思決定のための具体的な手法(五つの技法)から成り立っています。

図 13 運用論の構成



(1) みわたす ...作業手順をあらかじめ明確化する :プロセスデザイン

「プロセスデザイン」とは計画・設計を場当たりに進めるのではなく 構想 計画 設計 施工 運営・管理といった各段階に発生する業務や 関係する主体相互の役割分担 連携方法 スケジュール等について あらかじめ効果的に立案することです。実際の検討プロセスでは 関係者間の調整に手間取ったり 当初のスケジュールが変更になるといったことがしばしば起きますが これを可能な限り防ぐため あらかじめプロセスデザインを行っておくことが重要です。特に 全体の業務の流れのなかで 調整不足や役割のあいまいさ 手順の混乱などにより 計画の手戻りが発生しないように留意して計画・設計を進めます。

プロセスデザイン

一連の計画行為について その計画の進め方自体(プロセス)をあらかじめ計画することです。特に 建築設計では その設計内容(狭義の建築デザイン)とともに どのように設計を進めていくかが大きな鍵となるため このプロセスデザインの考え方を持つことが重要です。

公共建築の基本的な整備プロセス(流れ)を把握する

円滑に業務を進めるため あらかじめ公共建築の整備に直接的に関わる主体(主管部局(依頼部局) 財政部局 設計担当部局 設計業務委託先等)にととの共通認識として どのように公共建築の整備が進められるかについての標準パターンを整備し 共有します。

各段階ごとの到達点を明確にしておく

基本構想・基本計画・基本設計・実施設計・工事施工の各段階において 業務として行うべき内容や 次の段階に移るまでに「何が決まっていなければならないか」を明確にしておきます。

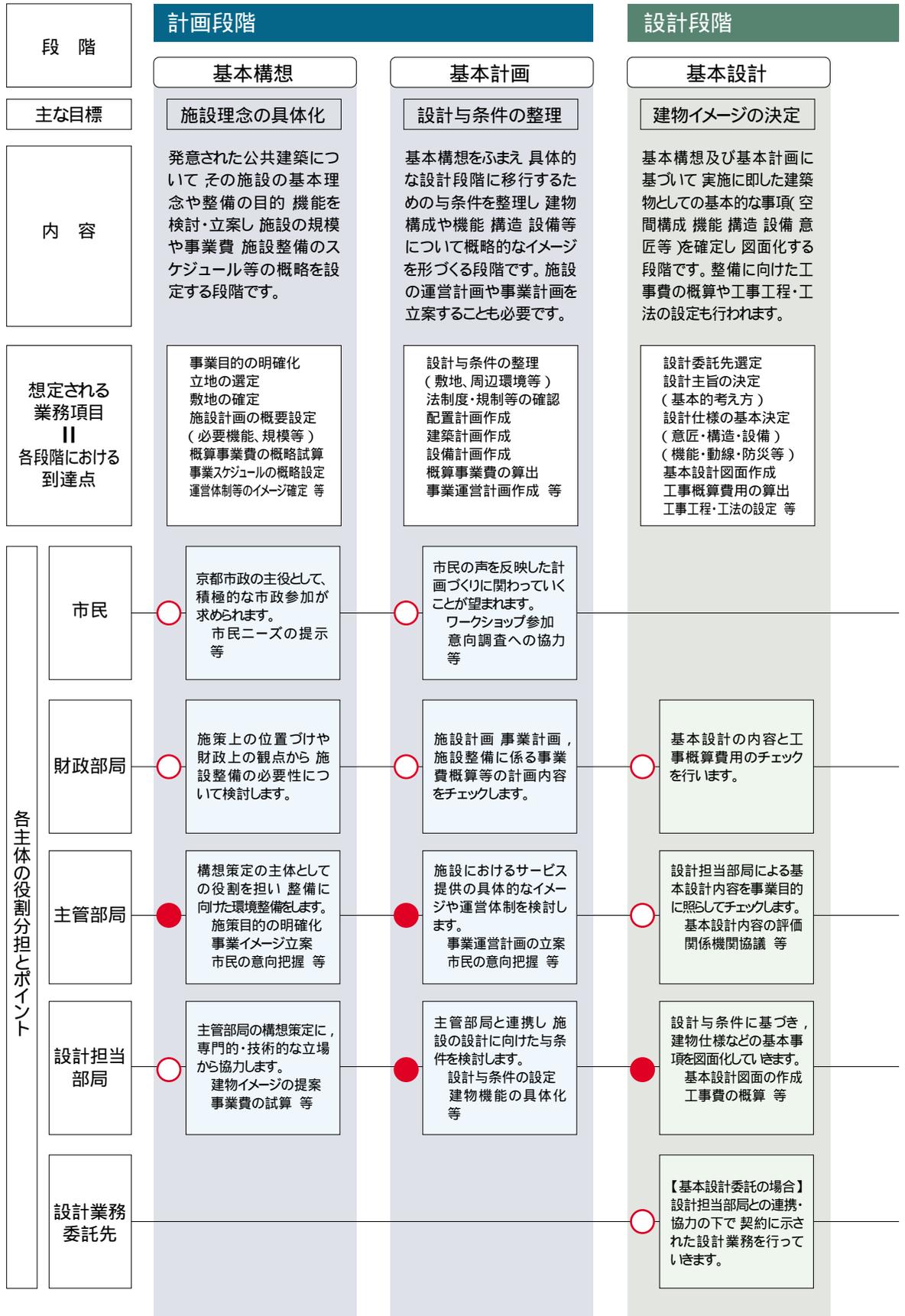
情報伝達 意志疎通をスムーズに行う

公共建築の整備に関わる各主体相互の連携と効率的な意志疎通のためには どのような段階にどのような方法で情報伝達を行うのかをあらかじめ決めておき、一連の流れのなかで各段階がどのような役割と責任を果たすのかについての共通認識を持って情報を伝達していきます。特に 業務の手戻りをできる限り避け 各段階間の移行を円滑に行っていくため それぞれの段階で検討された内容や意思形成の過程を記録しておくことが望まれます。

無理のないスケジュールと計画的な作業実施を誘導する

公共建築の整備に関する事業スケジュールは いろいろな事情で当初より予定がずれることがあります。また 施設整備の決定(事業予算化)から工事着工までの期間が短く、十分な設計作業が行えないため 工事中に設計変更や追加工事がたびたび生じるといったことも起こりえます。こうした事態を避けるため あらかじめ設計時間に余裕を確保するなど 無理のないスケジュールの立案に努めます。また 設計作業を円滑に進めるためには 設計と条件としてあらかじめ施設運営計画や事業計画が明確となっていることが望まれます。

図 14 公共建築の基本的な整備プロセス



図中の ○ は、整備プロセスの各段階で中心的役割を果たす主体を示しています。
● は、整備プロセスの各段階で関わりが強い主体を示しています。

工事段階

使用段階

実施設計

建物詳細の決定

基本設計に基づき 建築物の詳細にわたる仕様の決定や工事図面(設計図書)の作成、工事費の積算などを行う段階です。また、各種の申請に関わる書類作成も行われます。

設計委託先選定
設計仕様の詳細決定
(意匠・構造・設備)
(機能・動線・防災等)
設計図書作成
設計図書
構造計算書
積算書
各種申請 等

実施設計の内容と工事費積算のチェックを行います。

設計担当部局による実施設計内容を事業目的に照らしてチェックします。実施設計内容の評価関係機関協議 等

施工に向けた設計図書を作成するとともに工事実施計画を検討します。設計図書等の作成各種申請 等

設計担当部局との連携・協力の下で 契約に示された設計業務を行います。

工事施工

円滑な工事施工

工事業者の決定や地元への工事説明を行った上で 実際の建設工事が行われる段階です。工事期間においては、現場の工事監理や予算管理などの業務を行う必要があります。建物竣工に向けての検査業務も行われます。

施工業者選定
工事契約
地元工事説明
工事監理
工事予算管理
工程管理
各種検査 等

施設運営開始に向けて、事業運営費や維持管理費をチェックします。

工事中の各種調整や関係機関協議、地元対策などを行いつつ 施設の供用開始に向けた準備活動を行います。

計画・設計に沿った建物の完成を目指し、工事監理・予算管理・工程管理を行います。また、現場での設計変更等にも対応します。

運営・管理

適切な維持管理

建物の竣工後 施設が供用される段階です。公共財産としての適切な維持管理を行う必要があります。特に 建物の保守点検や、修繕・改修などが継続的に行われます。

保安全管理計画書の作成
施設の保守点検
修繕・改修 等

市民の公共財として大切に利用することが求められます。また、利用者の声を行政に伝えることも望まれます。

施設の事業運営費や維持管理費などについて 適切に運用されているかをチェックします。

公共施設として 市民に対するサービス提供を行います。また 日常の保守管理にも気を配り 点検や清掃等を行い 施設の適切な維持管理に努めます。

施設機能の維持・保全と施設の有効利用の観点から 建物の保全計画の作成や修繕・改修等を行います。

(2) わからあう ...計画内容や検討経緯を適切に説明し理解を得る :アカウントビリティ

公共建築は公の財を使って整備されるものであり 行政はその使い方に関する目的と効果を市民に示し 適正に使っていることを説明する責任があります。

また 公共建築に関わる様々な主体(市民 主管部局 財政部局 設計担当部局等)には それぞれに意向や要望があり 場合によってはそれらの意向等が相反することもあります。

このような場合に 意見を調整し 判断した内容を説明できるように説明責任(アカウントビリティ)を果たす用意をしておき 理解を得る必要があります。

アカウントビリティ

説明責任。アカウントイング(説明)とレスポンスビリティ(責任)の合成語です。一定の責任を負った者は自らの責任に対してきちんとした説明をすることが求められるとの考え方を示すものです。行政は市民から集めた税金を使って行政サービスを行っているという立場から考えると 市民に対して行政がアカウントビリティを果たす必要があると言えます。

誰に何を説明する必要があるのかを意識する

アカウントビリティを果たすべき対象は 市民のみならず 行政内部の主管部局 財政部局 設計担当部局の各主体間や 設計業務委託先などが考えられます。

また 説明する内容も コンセプトや建築計画といった設計概要をはじめ 整備目的 各主体からのニーズへの対応 判断基準 公共建築としての要件など 多岐に渡ります。

これを踏まえ、「誰に対して どういった内容を説明する必要があるのか」をしっかりと認識したうえで、説明内容や関連資料などを整理しておき 適切にアカウントビリティが果たせるように努めます。

アカウントビリティ・シートを活用する

アカウントビリティを適切に果たす方法としては 設計業務を進めるなかで その過程を記録しておくことが有効です。設計のコンセプトや建物の計画内容だけでなく そのときどきの検討内容や判断材料なども、「アカウントビリティ・シート」に記録しておき その内容を整理し 説明することによって効率的にアカウントビリティを果たすことに努めます。

図 15 アカウンタビリティの考え方

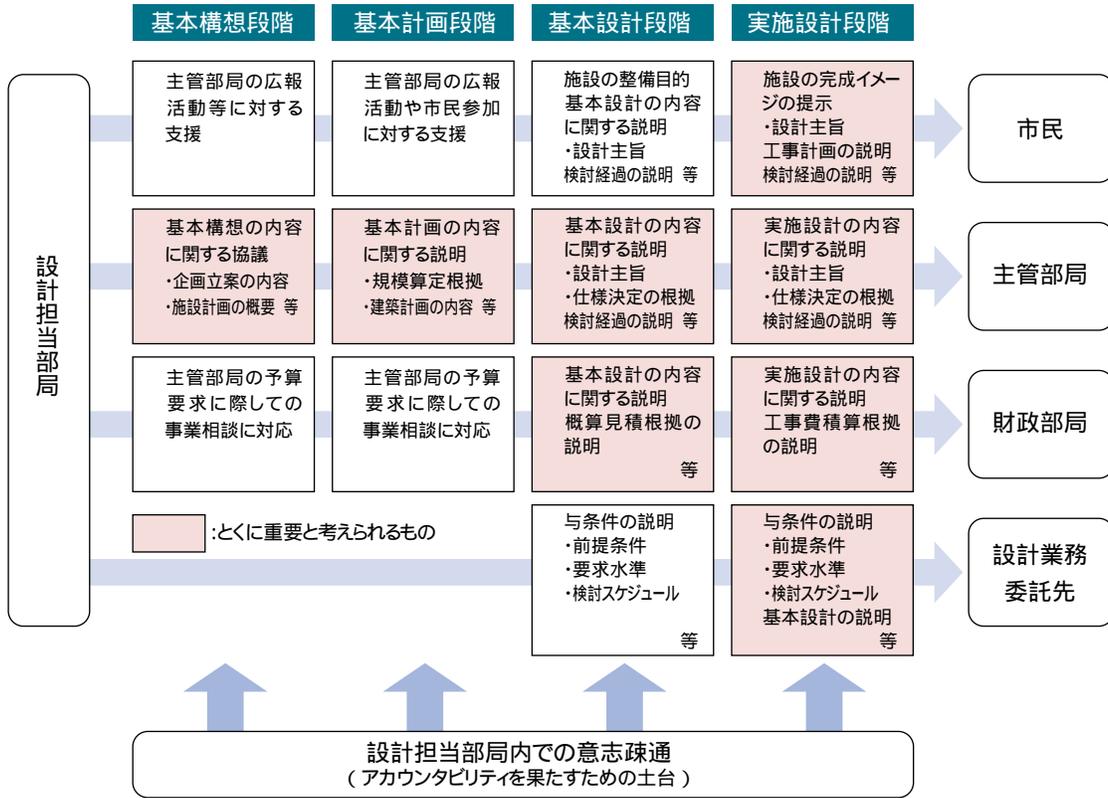


図 16 アカウンタビリティシートの例

II 計画論

設計項目	チェック	目標・到達点・特記事項	記録項目
(1) 「〆」を達成し、市民参加を促進する	△	花管、山形管が安易な方法の採用を防止し、自然な形で採掘されることを目指す。花管、山形管の採用を促進し、自然な形で採掘されることを目指す。	● 市民参加の促進を目的とする。市民参加の促進を目的とする。
(2) 「よみよみ」機能を実現し、市民参加を促進する	○	花管、山形管が安易な方法の採用を防止し、自然な形で採掘されることを目指す。花管、山形管の採用を促進し、自然な形で採掘されることを目指す。	● 市民参加の促進を目的とする。市民参加の促進を目的とする。
(3) 「おしほから」施設利用の促進を図る	○	花管、山形管が安易な方法の採用を防止し、自然な形で採掘されることを目指す。花管、山形管の採用を促進し、自然な形で採掘されることを目指す。	● 市民参加の促進を目的とする。市民参加の促進を目的とする。

III 運用論

設計項目	チェック	目標・到達点・特記事項	記録項目
(1) 「おしほから」市民の声を反映させる	○	花管、山形管が安易な方法の採用を防止し、自然な形で採掘されることを目指す。花管、山形管の採用を促進し、自然な形で採掘されることを目指す。	● 市民参加の促進を目的とする。市民参加の促進を目的とする。
(2) 「おしほから」施設利用の促進を図る	○	花管、山形管が安易な方法の採用を防止し、自然な形で採掘されることを目指す。花管、山形管の採用を促進し、自然な形で採掘されることを目指す。	● 市民参加の促進を目的とする。市民参加の促進を目的とする。
(3) 「おしほから」市民の声を反映させる	○	花管、山形管が安易な方法の採用を防止し、自然な形で採掘されることを目指す。花管、山形管の採用を促進し、自然な形で採掘されることを目指す。	● 市民参加の促進を目的とする。市民参加の促進を目的とする。

2 五つの技法(具体的手法)

たくみ

(1) ひろげる ...市民の声を反映させる

京都市では 市民 事業者と行政のパートナーシップによるまちづくりの推進を市政の重要な柱として位置づけ さまざまな施策・事業に取り組んでいます。また パートナーシップの方法や分野は 市民アンケートや利用者意向調査といったものから 市民参加のワークショップの開催 住民によるまちづくり組織の設立・運営 NPOによる公共施設運営というように その範囲は大きく広がっています。公共建築の整備にあたっては 市民の意見を積極的に採り入れていく必要があります。

パートナーシップ

共同・協力・連携。互いの自主性と自立性を尊重しながら それぞれのできることを共同・協力・連携して行っていくことを指します。

市民ニーズを的確に把握する

公共建築は市民の共有財産であり その主たる利用者である市民のニーズを計画・設計の早い段階で把握し 適切に反映させることが大切です。また まちづくりを進める視点から 公共建築が立地する地域のまちづくりの方向性に沿って 施設の機能 形態等が配慮されることが求められます。市民参加のプロセスを経ることで より利用者のニーズに合った施設をつくることができるというだけでなく 施設への関心や愛着を高めるといふ効果も期待できます。

この手法として 市民を対象としたアンケート調査や 関係者(例えば 施設の利用者や入居する団体 施設周辺の住民や自治会など)へのインタビュー ヒアリング ワークショップの開催などの方法があります。整備予定施設の性格や規模などを踏まえながら このような手法の採用を検討していきます。

また 既に完成した施設についての評価や使い勝手などに関する利用者の声を多く聞き 改修計画や次の計画・設計に生かすことも検討していきます。

ワークショップ

本来の意味は「 仕事場 作業場 」の意味ですが 最近では 人が集まって共同で行う研究会や研修を指す言葉として使われています。特に 行政への市民参加を促進するために このワークショップ手法が取り入れられることが多くなっています。

あるテーマに沿って 進行役(ファシリテーター)が ゲームやグループディスカッションなど様々な手法を用いながら参加者のアイデア出しや意見交換を誘導していくというのが ワークショップの一般的な姿です。



計画段階でワークショップを取り入れた事例
（京都市桂坂保育所・児童館）

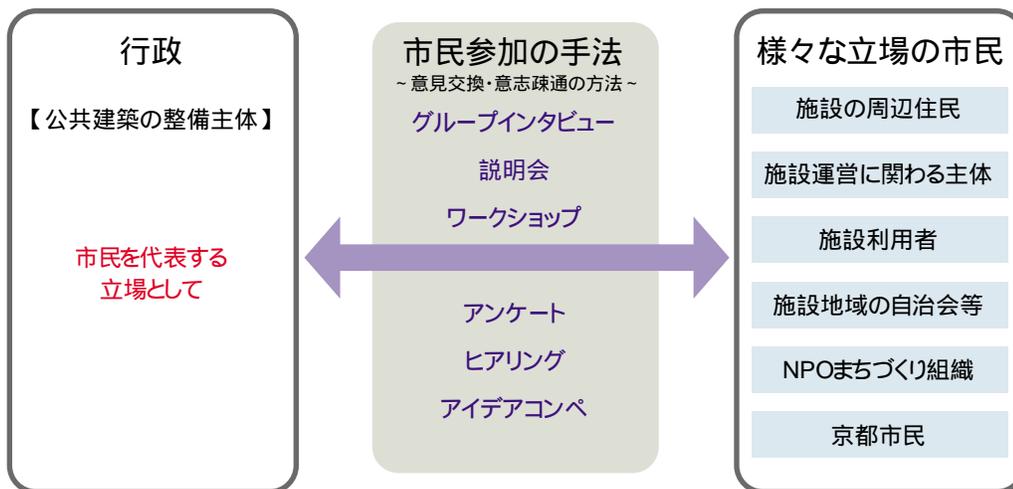


市民参加ワークショップの風景

市民に対し適切に情報発信する

「1(2)「わかちあう」...計画内容や検討経緯を適切に説明し理解を得る :アカウンタビリティ」
で示したように 行政として公共建築の整備に関する計画内容を適切な時期に市民に説明していき
ます。また より多くの市民に関心を持ってもらうために 公共建築の整備の過程で 適切な情報
発信や広報活動に努めます。

図 17 公共建築整備における市民参加



(2) ととのえる ...関係部局間の緊密な協力・連携を築く

主管部局は 構想・計画から運営・管理まで 整備される施設に深く関わる立場にあります。事業実施体制の整備 構想・計画の推進 関係機関との調整 サービス内容の立案・実施など 事業主体の要としての役割を担います。

設計担当部局は 設計者であり工事発注者である行政側の技術担当者として また 構想・計画段階から設計 工事 運営・管理段階まで 事業を円滑に推進するための「コーディネーター」としての役割を担います。特に 公共建築に求められる様々な条件を具体的な形としてしていく技術力と判断能力が求められます。

公共建築を良質に整備するためには 事業の中心的役割を担う主管部局と技術的なノウハウを有する設計担当部局とが緊密に協力・連携する必要があります。また 設計担当部局は 技術的蓄積を生かし 主管部局や財政部局等に対して積極的な提案や適切な助言を行いながら 協働作業で事業を進めていくことが重要です。

主管部局等に積極的な情報発信とPRを行う

設計担当部局は 本市の公共建築の新築・増改築・修繕等を数多く手がけてきたことから 多くの技術的蓄積があります。この技術蓄積をこれからの公共建築物整備に生かすため 主管部局から依頼された業務をそのまま請け負うだけの「請負型」の業務ではなく 主管部局等の抱える政策課題や事業構想に対して積極的に参画し 提案していく「提案型」の業務をより一層推進していきます。

役割分担と相互補完を適切に行う

主管部局等と設計担当部局との協力・連携を進めていくうえで基本となることは それぞれに得意とするところを踏まえながら役割分担を明確にしておくことです。特に 主管部局が決めるべきこと、設計担当部局が決めるべきことについては 共通認識をあらかじめ持つておくことが必要です。

例えば 施設運営に関する計画(事業計画 運営計画等)は 主管部局が立案・決定するテーマであり 施設の維持管理面では 日常点検や利用者からの声(施設の使い勝手に関する意見や評判)の蓄積などは 主管部局が行い 修繕といった建物のハードに関わる部分は設計担当部局が行っていくことになります。

さらに こうした役割分担を明確にしたうえで 運営計画とハード設計の調整・補足や運営・管理上の課題と修繕計画とのすり合わせなど 相互補完を適切に行い 関係部局間のチームワークの向上に努めます。

意思伝達 到達点の明確化に配慮する

主管部局等と設計担当部局との間で協議し 伝達される情報の種類は多岐に渡り その情報量も膨大なものとなります。このため 適切な時期に文書等の明確な方法で相互の情報伝達を図ります。

さらに 整備プロセスの各段階での到達点をあらかじめ決めておき(「III 1 (1)「みわたす」...作業手順をあらかじめ明確化する : プロセスデザイン」を参照) その達成状況を両者が確認しながら業務を進めていくことに努めます。

(3) たずさえる ...設計業務委託先との協働作業で質の高いデザインを目指す

建築設計では 民間技術の活用や業務の総合化・効率化等の視点から 民間の設計者に設計業務を積極的に委託することがあります。この場合 設計者には 設計と条件をそのまま図面にするというだけでなく 斬新なアイデアや質の高いデザインの提案等を行うことが求められています。また 設計担当部局の担当者には 設計者の能力をどのように引き出すかという重要な役割が与えられています。

行政の設計担当部局と設計業務委託先とが質の高い建築づくりを目指し パートナーシップで業務を進めることが必要です。

設計者選定プロセスの重要性を認識する

設計者はそれぞれ得意な建築分野や作風を持っており 設計者によって設計内容は大きく異なったものとなります。公共建築といってもその中味は庁舎 学校 住宅で大きく異なりまた庁舎でも文化施設 福祉施設 処理施設 病院 市場など 施設内容は様々です。従って 良好な公共建築をつくるためには 施設の規模や用途等に応じて その設計業務を行うにふさわしい能力と情熱のある設計者を選定することが必要になります。特に 設計者の創造性 技術力 実務経験など多面的な視点を踏まえたうえでの選定が重要なポイントとなります

その選定方法として コンペ方式 プロポーザル方式 競争入札方式 見積り合わせ方式 特命方式などがありますが いずれの方式も長所 短所があるため 目的に応じて適切な方法を選定します。なお、一定額を超えるものについては WTO協定により 公募型の設計者選定方法を行う必要があります。

いずれの場合も設計者選定では 機会の公平性や選考の透明性に配慮し 設計者の資質を見極める能力が設計担当部局に求められます。このため 公共建築の用途や規模によっては 中立・公平で専門性の高い審査機関の設置を検討します。

コンペ方式

建築設計において 設計業務の委託先を選定する方法の一つ。設計案そのものを審査対象とし 提出された案から実施に移すのに最も適した案を選定します。応募者がそれぞれに設計案を作成する方法であるので コンペ実施時点で発注者側の建物についての要求内容が明確に固まっている必要があります。象徴性 記念性 芸術性を重視するプロジェクトに適しています。

プロポーザル方式

設計業務の委託先を選定する方法の一つ。設計案そのものを競うわけではなく 設計対象に対する考え方や課題の解決方法など設計に関する提案(アイデア)を求め 公正な審査により設計者を選定します。選定後に発注者と設計者が共同作業を行いながら設計を具体化することが前提となります。

プロフェッショナル同士として互いを高め合う関係を築く

設計担当部局の担当者も設計者も建築設計を行うプロフェッショナルな技術者です。プロフェッショナル同士として、互いが対等の立場で設計内容の提案、検討、調整を重ね、設計の具体化を図ります。この作業を円滑に進めるため、業務内容と役割分担についてしっかりと共通認識を持っておきます。また、契約時には業務に見合った適切な設計期間と対価に配慮し、無理のない業務スケジュールの立案と確実な実施に努めます。

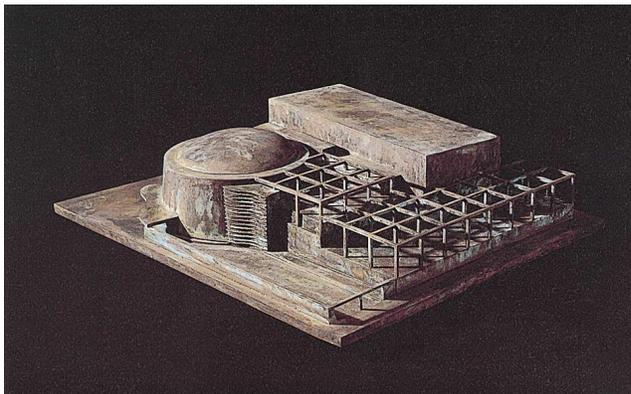
VE方式 アイデア・コンペなどの新たな手法の試みを検討する

設計者の技術的提案を設計者選定の段階から生かすため、VE(バリュー・エンジニアリング)方式や、設計のアイデアを広く公募するアイデア・コンペ方式などの新しい試みが行われています。民間の新しい技術やアイデアを早い段階で設計に生かすため、それぞれの手法の効果と採用した場合に生じる業務量の増大等のリスクをしっかりと把握し、これらの新たな手法の採用を検討します。

VE(バリュー・エンジニアリング)方式

VE(バリュー・エンジニアリング)とは、「価値工学」と訳されます。一般に対象物から派生する価値、働き、機能を追求することにより、対象物の持つ無駄を省いていくことであり、コストダウンを行ううえでの有効な手法です。

特に建築の場合は、建物のもつ価値や機能とコストのバランスを検討しつつ、全体のコストダウンを図ろうとするものです。



京都コンサートホール・コンペ時の模型

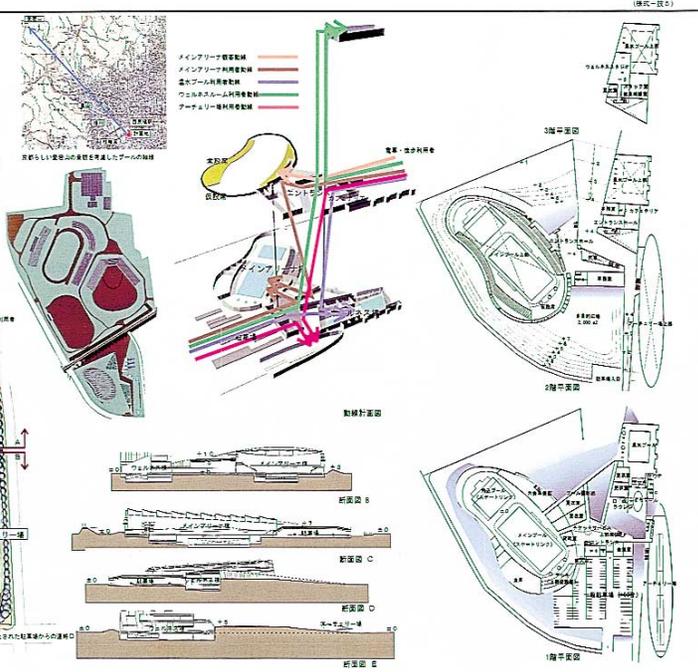


京都コンサートホール

図 18 西京極総合運動公園プール棟 プロポーザルによる技術提案

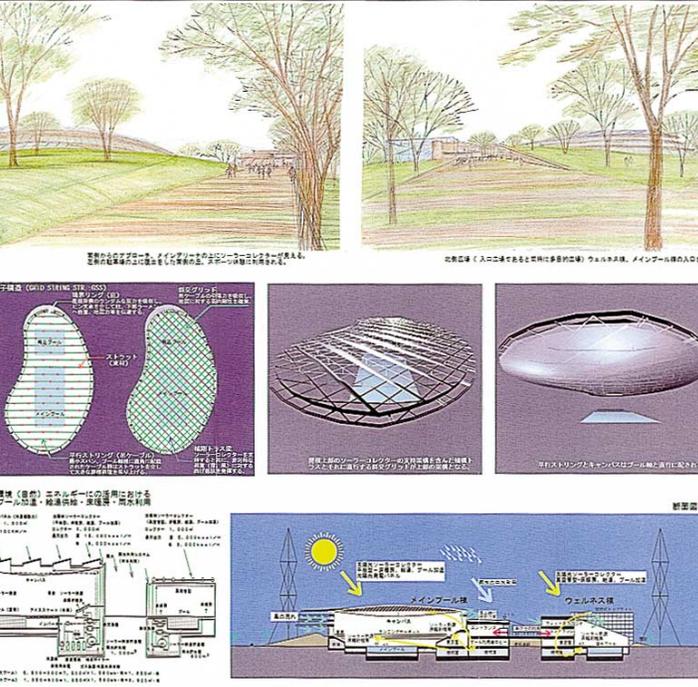
1 緑の丘計画

- (1) 周辺環境に配慮した配置・動線計画
周辺環境と利用動線を考慮し、配置を決定します。メインアリーナは影響を考慮し、周辺にランドスケープを形成し、中層階は緑地の植樹帯、歩道から離れた周辺部に配置します。メインアリーナは京都らしい景観を考慮して、空想山の緑地とプール棟を合わせた。利用者は大きく電扇・洗足の人と車利用者に分かれ、徒歩者は空想山からスロープを上り、2階のゆるいレベルから、車利用者は展望された1階レベルより2階へアプローチします。
- (2) 空想山を創出した緑地計画
緑地で発生する自然土量は約2万m³と予想しています。その土を積み出して造りますが、すべて緑地で造成し、駐車場も覆土し、緑の丘として構成します。
- (3) 運動公園としてのランドスケープ
野球場、陸上競技場等との関係において、分析する動線がありますが、それを踏まえて相互に一体的な関係性を図る計画とします。内部からの自然動線の展開も考慮し、空想山がゆるいレベルにあるため、視覚的な連続性を確保することができ、ジョギング・散歩のための公園と連携する歩行的にも一体的な動線として構成します。



2 京都らしい環境建築

- (1) ダイナミックな形態
運動競技はその強豪自体、動的である必要があると思われる。メインアリーナは有機的なスカイラインを形成し、周囲の環境に調和するダイナミズムを持つ建築としました。
- (2) 構造計画・工法計画
大空間のロームスト化は合理的な構造計画と仮設計画が重要と思われる。構造は日本大学建築教授陣による「張出し構造」を提案します。剛なベーム（格子梁とトラス梁）と高強度のケーブルとの組み合わせにより、自然に最も有効な結力抵抗系を形成し、下部構造への水平伝力を軽減させたいという強固なアイデアです。張出し構造をリアップ工法により組み立てます。
- (3) 環境エネルギーの徹底活用提案
プールの加熱、給湯、暖房の熱源には、極力資源エネルギーを削減する。CO₂の削減しない環境エネルギーである太陽エネルギーの熱・光の利用を提案します。大木のプールの屋根は、それぞれに種類、真空断熱ソーラーコレクターを設置して、加熱、給湯、暖房の熱供給を行い、単発の熱効率の75%を目標とします。また、メインアリーナの屋根には、太陽電池を設置し、冬季のアイススケートリンクの冷凍電力の40%をまかないます。さらに広大なプールの屋根に高まる雨水を平水として利用します。メインアリーナののこぎり屋根の地盤から安定した採光となり、キャンパスを照らすケーブルに張り、天井金庫でかわらかい光を得ます。夏土により遮熱の断熱性能を高め、負荷を軽減し、商業にやさしい建物のからんない施設とします。



(4) みちびく ...よりよいデザイン形成のための仕組みを整える

公共建築は 市民サービスを行う公共の器として また 地域を代表するシンボルとして 一定の水準を満たした質の高い建築物であることが求められます。このように より質の高い公共建築を組織的に継続してつくっていくためには 本指針の具体化を図る仕組みを整え 設計担当部局の技術蓄積や職員の技術向上はもとより 関係部局の取組や民間設計者の協力体制を整えることが必要です。

また 公共建築のよりよいデザイン形成を目指すためには 学識経験者や建築家などの公共建築に関わる多くの人々の意見を聞くことが重要となってきます。

京都市公共建築デザイン協議会等の行政システムを活用する

本市では現在 行政内部の組織として「京都市公共建築デザイン協議会」を設置し 公共建築の設計内容やデザインについて 総合的に検討する場を設けています。この協議会は 行政内部のアカウントビリティを果たす場としての機能があり 情報伝達や意思決定の場としてさらに活用します。その他 技術研修や職場の技術向上活動などの行政システムを活用し よりよいデザイン形成のための仕組みを整えます。

公共建築デザインに関する第三者機関の活用を検討する

公共建築のよりよいデザイン形成を目指し 学識経験者や建築家などから意見を聞くための第三者機関(懇談会等)の活用を検討します。これにより 幅広い視点から公共建築のデザインを検討する機会がさらに増え 質の高い施設づくりに貢献することが期待できます。

(5) かえりみる ...事業評価と運営現場からのフィードバックに努める

昨今「公共事業評価」に市民の関心が高まっています。これは行政施策として行われる様々な公共事業について その費用と効果のバランスを把握し 施策や事業の有効性をチェックすることです。これには 事業の開始前にその目的と効果を評価する「事前評価」のみならず 事業の完了後(公共建築でいえば その建物の完成後)においても施設が当初の目的を果たすように有効に使われているか評価する「事後評価」も含まれています。

公共建築の整備では 施設の目的 費用効果を十分に検討したうえで設計に着手し 施設完成後、運営現場から利用や維持管理状況等について情報を収集し 事後評価しておくことが重要です。これにより 当該施設の計画的な保全に利用できるだけでなく 他の施設の計画・設計にフィードバックすることが可能になります。

フィードバック

もともとは工学や心理学で使われる専門用語であり、「出力(結果)の一部を、目標に向かうよう修正するために入力(計画)に戻すこと」を指します。

建築の場合では 運営管理段階にある建築物に対する評価を(次の建築物の)計画・設計段階に生かすことなどが求められます。

施設・事業の事前・事後評価に努める

公共建築の整備にあたり計画段階で目的 費用効果 有効性等を十分に検討し(事前評価)、その結果を踏まえて設計に着手します。工事段階では 施工性 納まり具合 経済性等について検討を行い 使用段階では 瑕疵検査や施設管理者ヒアリング等により維持管理や利用状況について情報収集を行い これらを利用して施設面や事業面の評価に努めます。この場合 事前評価の内容は事後評価の際の判断材料として重要な意味を持ちます。

評価結果のフィードバックに努める

施設面や事業面の評価結果は 其の後の施設のあり方や保全計画に利用できるだけでなく 新しい施設の事業計画や設計に生かすことができます。このため 評価結果をまとめ 他の施設の計画・設計にフィードバックできる仕組みの検討や 施設のハード面の維持管理を長期的・総合的に行うための保全計画の立案・実施に向けた検討を行います。

マニュアルから仕組みへ

Column 布野 修司

都市は個々の建築行為の集積によって成り立っている。そうした意味で都市はそこに住む人々の集団的作品である。また 都市は一朝一夕に出来上がるわけではない。そうした意味で都市はそこで暮らしてきた人々の歴史的な作品である。

それ故 自ら私有する空間(土地)だから自由にデザインすればいいとはならない。好き勝手なデザインがとんでもない迷惑を近隣に及ぼすこともある。また 歴史的な作品である都市景観をたった一個の建築が台無しにすることがある。そこで必要なのがなにがしかのルールである。

しかし そのルールは 果たして法律や条令によって成文化しうるものであろうか。指針やマニュアルによって示されるものであろうか。はっきりしているのは、単に「高さ」や「色」や「形」が問題なのではないということである。一定の地区について一律「20メートル以下であればいい」「原色は駄目」「勾配屋根でなければならない」というのはおそらく単純な発想である。建築のデザインというのはもう少し豊かで繊細である。個々の建築は個々の場所において固有の表現を求められている。

究極的に問われているのは個々の場所における個々のデザインの当否である。はっきり言って「建築家」としての能力が問題だと思う。もちろん 専門家としての「建築家」が全てすぐれているとは限らない。また 誰だって「建築家」でありうる。そこでとにかく必要なのは 議論の場ではないか というのがかねてからの主張である。議論によって生み出されるものは結局凡庸なものにしかならないとは必ずしも思わない。凡庸であれ それはその議論の場の実力であり最終的にひとつのデザインにまとめる「建築家」の能力の問題である。タウンアーキテクト制 デザイン・コミッティー制のように具体的な仕組みは色々考えられる。また 様々な萌芽的試みもある。指針やツールは使ってこそ意味があり 使い方こそが問題だということ 公共建築の場合特に そのデザインの過程と持続的なシステムが問題であることを繰り返し強調したいと思う。是非 地区デザイン協議会のような仕組みと百年後の京都の景観を常に考えるボードを全国に先駆けてつくってほしい。

【京都大学助教授(地域生活空間計画)】

京都市公共建築デザイン指針ができるまで

【京都市公共建築デザイン指針研究会】

本指針の策定にあたり内井昭蔵・滋賀県立大学教授を会長に 学識経験者(4名) 建築関係団体(2団体:3名) 京都市職員(5名)で構成する「京都市公共建築デザイン指針研究会」を平成11年7月16日に設置し5回の研究会を開催して 指針内容についての検討を行いました。

研究会委員名簿		
内井 昭蔵(会長)	滋賀県立大学教授	建築計画
田坪 良次	京都市立芸術大学教授	環境デザイン
吉田 治典	京都大学教授	建築環境工学
布野 修司	京都大学助教授	地域生活空間計画
野間 光輪子	(社)京都府建築士会	
塩見 盛利	京都設備事務所協会 会長	
内田 俊昭	京都設備事務所協会 副会長	
小森 安信	都市計画局営繕部長	
山田 勲	都市計画局営繕部担当部長	
木村 茂和	都市計画局都市企画部都市総務課長	
武藤 弘一	都市計画局都市企画部都市総務課担当課長	
畑中 政治	都市計画局住宅部住宅建設課長	
宮崎 稔	都市計画局営繕部営繕企画課長	

研究会の開催概要		
	開催日	内容
第1回研究会	平成11年7月16日	調査の進め方について 京都市の営繕行政の概要について 等
第2回研究会	平成11年9月27日	京都市の公共建築作品紹介 デザイン指針のアウトラインについて エコ・オフィス・マニュアルのアウトラインについて 他都市ヒアリング結果報告について 等
第3回研究会	平成11年11月16日	デザイン指針の内容について エコ・オフィス・マニュアルの内容について 等
第4回研究会	平成12年1月14日	デザイン指針素案について 事例集のイメージについて 委員によるコラム執筆について 等
第5回研究会	平成12年3月13日	デザイン指針最終案について 等

【庁内検討会】

京都市都市計画局梅原理事を会長に 関係する7局11部15課(総務局 理財局 環境局 保健福祉局 都市計画局 建設局 消防局)で構成する「京都市公共建築デザイン指針庁内検討会」を平成11年11月30日に設置し2回の検討会を開催して指針内容に関する庁内調整を行いました。

【ワーキング会議】

研究会資料をまとめるため 京都市都市計画局の建築 設備技術職員によるワーキング会議(デザイン・チームとエコオフィス・チーム)を設置し デザイン・チームは9回 エコオフィス・チームは6回の会議を行いました(うち 合同開催は3回)。

ワーキング会議における検討を深めるため 上記研究会の委員及び建築関係団体を交えて意見交換を行いました。

【他都市アンケート等】

指針策定の参考とするため 全国の都道府県及び人口約35万人以上の市(合計送付数96自治体)の営繕部局を対象に 公共建築デザインの基準・指針 庁内の検討プロセス 業者発注の方法などに関するアンケート調査を平成11年9月に実施しました。

また 営繕行政の現状や公共建築に関わる指針の内容などについて意見を得るため 京都府 大阪府 兵庫県 大阪市 神戸市の5自治体に対するヒアリング調査を実施しました。

【公共建築フォトコンテスト】

本指針に掲載する写真を本市職員から募るため 都市計画局のチャレンジ・プロジェクトチームとして活動している「京都・公共建築探検隊」の皆さんの協力を得て 平成11年12月13日から平成12年1月31日まで公共建築フォトコンテストを実施しました。この結果 21人の方から103点の作品の応募があり このうち 11点を本指針に掲載いたしました。御応募いただいた方々に この場を借りてお礼申し上げます。



京都市公共建築デザイン指針研究会風景

ひと・まち・ロマン  元気都市・京都

京都市公共建築デザイン指針

～設計のかまえとたくみ～

平成12年4月 発行

京都市印刷物第111098号

編集・発行 京都市都市計画局営繕部営繕企画課

〒604-8571 京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地

TEL.075-222-3640

